



令和6年10月10日

坂東市長 木村 敏文 様

坂東市公共事業再評価委員会
委員長 田村 光子



坂東市における公共事業の再評価に関する意見について

当委員会は、坂東市公共事業再評価委員会条例第2条の規定に基づき、市が実施する公共事業の対応方針案等について、事業の進捗状況や社会情勢の変化及び各委員の専門的見地を踏まえ慎重に審議を行いました。審議対象事業及び市から示された対応方針案及び考え方に対する当委員会の意見について、下記のとおり取りまとめましたので具申します。

今後、市におかれましては、本委員会の意見を十分に尊重され、なお一層の効率的、効果的な事業執行に努められることを期待します。

記

1 審議対象事業について

市から提出のあった再評価実施事業一覧表に記載された次の事業を審議対象事業とした。

中央地域包括支援センター業務（介護予防支援事業）

2 対応方針案に対する意見

審議対象事業	中央地域包括支援センター業務（介護予防支援事業）
市が示す対応方針案及び考え方	<p>見直し</p> <p>今後、市直営の地域包括支援センターにおいては、本来望まれる「市全体の基幹的なセンター」として機能強化を図るため、介護予防支援は専門的な事業所への委託等を進めることとし、関係者との調整を進める。現在の利用者については、丁寧な説明のもと、サービスの維持、向上に留意しながら、他の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所への移行について調整を進める。</p>
意見	<p>対応方針案及び考え方は妥当とする。</p> <p>本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考え方は妥当とする。</p>